誓約書

令和　３年　４月　　日

国富町商工会会長　殿

郵便番号　　　　　－

住　　所

事業所名

代表者名　　　　　 ㊞

(※個人の場合　生年月日 昭和・平成　　年　　月　　日)

本交付申請書兼実績報告書の記載内容は真正であり、かつ、補助金の交付を受けるものとして、次の第１項から第５項のいずれの要件も満たしていることを誓約します。

なお、申請書類に記載の事項について、国富町商工会からの調査や報告の依頼があった場合には真摯に協力し、虚偽の申請等により補助金の支給要件を満たさないことが判明し、国富町商工会から補助金の返還を命じられた場合は、速やかに返還します。

１　国富町内に事業所を有し、事業を営む商工業者であること。但し、法人の場合は、町内に本社を有するものであること。

２　令和２年１０月１日までに事業を開始し、今後も事業継続の意思のある事業者であること。

３　常時使用する従業員（パート、アルバイト及び派遣職員を含み、事業主及び会社役員は除く。）数が２０人以下の事業者であること。

４　令和３年１月又は２月の売上高が前年同月に比べて２０％以上減少している事業者であること。ただし、令和２年１０月１日までに開業した事業者であって、前年同月の売上高の比較ができない場合は、開業月から１２月までの平均の売上高を基準とする。

５　次のいずれかに当てはまる者でないこと。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

（２）暴力団員がその経営に実質的に関与している者

（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用している者

（４）暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者

（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

（６）暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

（７）法人の役員等が前各号のいずれかに該当する者

（注) 本書面記載の個人情報は、国富町商工会個人情報保護規程に基づき取り扱うものとします。